



給付金と相談窓口のご案内

妊婦支援給付金は、
流産・死産等をされた方も対象になります。

支給額

妊婦認定時に5万円
妊娠していた子どもの人数×5万円

○対象者

妊娠されていた人（勝山市民で日本国内に住所を有する者）
※本制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことを
もって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義しています。

○申請時期

流産・死産等をされた場合は、医療機関において、
その事実が確認された日以降に届け出ることができます。

○申請先

勝山市 こども課 こども家庭センターに申請ください。

相 談

支援給付と組み合わせて相談支援を実施して
います。給付金申請時などにお話を伺うこと
ができます。

勝山市こども家庭センターの相談窓口では、給付のご案内はもちろ
ん悩みや不安などもお話しいただけます。

深い悲しみや辛く悲しい気持ち、誰にも話せないで孤独を感じ
ている気持ちなどひとりで抱え込まず、相談してみませんか。

相談窓口：勝山市 こども課 こども家庭センター

〒911-0804 勝山市元町1丁目5番6号 教育会館2階

Tel：0779-88-8771 Fax：0779-88-1120

Email：jidou@city.katsuyama.lg.jp